



弁護士に対する懲戒

前段で説明したように、日本では、「弁護士自治」が制度として認められており、弁護士に対していずれの国家機関も監督権を持たず、各弁護士が所属する弁護士会及び日弁連が弁護士に対する懲戒権をもっています。

弁護士が懲戒処分を受けるのは、弁護士法や弁護士会・日弁連の会則に違反したり、弁護士会の秩序、信用を害したり、その他職務の内外を問わず「その品位を失うべき非行」があったときです。どのような場合にこの懲戒事由があったとされるかを一言で説明することは困難ですが、今までの例から以下のような場合があります。

依頼者からの預り金を横領するなどの犯罪行為がなされた場合

自分の事務所で資格のない者に法律事務を取扱わせた場合

依頼者の利益となるように内容が虚偽の書類を裁判所に提出した場合

弁護士会の会費を正当な理由なく長期にわたって滞納した場合

弁護士に対する懲戒請求は、その依頼者に限らず誰でもできますし、また弁護士会、日弁連も独自に弁護士に対する懲戒手続を開始することができます。請求がなされると、まず弁護士が所属する弁護士会の綱紀委員会でいわば予備的な調査がなされます。綱紀委員会において、懲戒をするのが相当であると判断された場合には、さらに懲戒委員会において審査がなされます。綱紀委員会及び懲戒委員会は、弁護士だけでなく裁判官、検察官、その他の学識経験者により構成されており、懲戒委員会において最終的に懲戒処分ないしは不処分が決められることとなります。

懲戒処分の種類は、次の4種類です。

除名

弁護士でなくなるだけでなく、弁護士となる資格も失う。

退会命令

弁護士でなくなるが、弁護士となる資格は失わない。

2年以内の業務停止

停止期間中は弁護士の業務を行えない。

戒告

弁護士に対して反省を求める処分で、弁護士の業務に制限を受けない。

弁護士会から懲戒処分を受けた弁護士は、日弁連に不服申立ができますし、その結果に不満な場合には東京高等裁判所に処分の取消を求めて裁判を起こすことができます。他方、懲戒の請求をした人は、弁護士が処分を受けなかった場合や処分が軽すぎるとする場合に、日弁連に不服申立ができます。一定の場合には、弁護士、裁判官、検察官以外の学識経験者により構成される綱紀審査会（日弁連の内部機関）に、さらなる不服申立をすることもできます。

懲戒処分がなされた場合には、その要旨が日弁連の機関雑誌「自由と正義」に掲載されます。また、官報に公告されます。

なお、日弁連は、弁護士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、弁護士職務基本規程を制定し公開しています。また、1998年4月から全会員に対して倫理研修を受けることを義務づけており、日弁連の会員であるすべての弁護士は、定期的に弁護士倫理に関する研修を受けなくてはなりません。